

生命保険料控除が拡充されています!

2026年・2027年分所得税において、23歳未満の扶養親族を有する
子育て世帯を対象に、生命保険料控除制度が拡充されています

新制度 (2012年1月1日以降に締結した保険契約等)

合計適用限度額 (一般生命・介護医療・個人年金の各保険料控除の合計) 所得税:12万円 住民税:7万円

一般生命保険料控除

所得税:4万円
住民税:2.8万円

介護医療保険料控除

所得税:4万円
住民税:2.8万円

個人年金保険料控除

所得税:4万円
住民税:2.8万円

一般生命保険料控除の
対象となる商品(例)

定期保険

終身保険

学資保険

など

2026年・2027年分の拡充

23歳未満の扶養親族を有する場合

2026年・
2027年分

所得税:6万円
住民税:2.8万円

子育て世帯における万が一のリスクへの
備えに対する自助努力を支援する観点から、
新制度の一般生命保険料控除の適用限度額へ
2万円上乗せされています。

- 上記記載の金額は、生命保険料控除額の限度額です。●生命保険料控除の適用にあたっては、所定の要件があります。
- 一般生命保険料控除の適用限度額が2万円上乗せされた場合であっても、生命保険料控除の合計適用限度額に変更はありません。

目安

子育て世帯の年間税負担軽減額(総額)

() は子育て世帯以外の方

一般生命保険料を
毎月10,000円以上
1年間お支払いの場合

年間収入(給与)	所得税	住民税	合計額
400万円	3,000円 (2,000円)	2,800円	5,800円 (4,800円)
600万円	6,000円 (4,000円)	2,800円	8,800円 (6,800円)
800万円	12,000円 (8,000円)	2,800円	14,800円 (10,800円)

※上記表に記載の金額は下記前提で計算したものであり、お客さま個々の状況によって異なります。

計算の主な前提

●会社員の夫、専業主婦の妻および5歳の子ども1人からなる子育て世帯の場合●所得控除は、社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除および基礎控除のみを適用しています。●社会保険料控除額は、年間給与に賞与4か月分(夏・冬各2か月分)を含むものと仮定し、2026年1月時点における厚生年金保険料率9.15%、健康保険料率5.00%(協会けんぽ・全国平均)の各本人負担率にて算出しています。なお、通勤手当等や介護保険料・雇用保険料は考慮していません。●復興特別所得税(および2027年1月以降は防衛特別所得税)は考慮していません。また、住民税の軽減額は所得割を標準税率10%として算出しています。●2012年1月1日以後に締結した契約の場合で計算しています。

2026年・2027年の制度拡充のポイント

拡充の対象

- **23歳未満の扶養親族を有する方** ※生計を一にする親族の中で、23歳未満の扶養親族がいる場合に対象となります

概要

- **2026年分・2027年分の所得税において適用** (住民税は拡充措置の対象外)
- **新制度※1の一般生命保険料控除の適用限度額を4万円→6万円に拡充**
- **旧制度※2と新制度の保険料を共に支払った場合、一般生命保険料控除の適用限度額は6万円に拡充** (従来制度の限度額: 4万円)
- **新制度における合計適用限度額は変更なし** (合計12万円まで)

※1 2012年1月1日以降に締結した保険契約等 (2011年12月31日以前に締結した契約の更新等を含む)

※2 2011年12月31日以前に締結した保険契約等

特 設 サ イ ト を
開 設 し ま し た



岸博幸がわかりやすく解説! 子育て世帯の生命保険料控除拡充のポイント



生命保険料控除を「詳しく」知りたい方必見

子育て世帯を対象とした生命保険料控除制度拡充について分かりやすく解説! 「生命保険料控除とは?」「制度改正で何が変わったの?」「どんなメリットがあるの?」など、税負担の軽減につながる制度のポイントを動画で是非ご確認ください!



経済評論家 岸 博幸

生命保険料控除 控除額・税軽減額 シミュレーター



わが家の
控除額が
すぐわかる

試算結果		
控除額		
一般生命保険料	60,000円	住民税 28,000円
介護医療保険料	0円	0円
個人年金保険料	0円	0円
合計適用限度額	控除額 60,000円	控除額 28,000円
税軽減額		
所得税	60,000円×23%	住民税 28,000円×10%
	= 13,800円	= 2,800円
合計	税軽減額 16,600円	

一般社団法人 生命保険協会 × J-FLEC 金融経済教育推進機構
金融セミナー動画も配信中!



税務の取り扱いについては、2026年8月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。